

日出町告示第 1 2 号

日出町地域おこし協力隊事業実施要綱を次のように定める。

平成 3 1 年 2 月 1 4 日

日出町長 本 田 博 文

日出町地域おこし協力隊事業実施要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、日出町地域おこし協力隊事業の実施に関する必要な事項を定め、人口減少及び高齢化が進行する本町において、都市地域等から人材の誘致を図り、もって地域力の維持及び強化並びに当該人材の定住の促進を図ることを目的とする。

(地域協力活動)

第 2 条 町は、日出町地域おこし協力隊の隊員（以下「協力隊員」という。）に委託して、次に掲げる活動（以下「地域協力活動」という。）を行う。

- (1) 移住及び定住の促進に関する活動
- (2) まちづくり及びコミュニティ活動の支援に関する活動
- (3) 地域資源の発掘及び活用に関する活動
- (4) 情報発信に関する活動
- (5) 産業振興に関する活動
- (6) 前各号に定めるもののほか地域力の維持及び創出に資するための活動

(協力隊員)

第3条 協力隊員は、次に掲げる全ての要件を満たす者のうちから、町長が委嘱する。

(1) 心身ともに健康で、地域の住民とともに地域の活性化に取り組む意欲と熱意を有し、かつ、地域の活動に積極的に参加する意思のある者

(2) 次のいずれかに該当する者

ア 離島振興法（昭和28年法律第72号）、奄美群島振興開発特別措置法（昭和29年法律第189号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）の適用を受ける地域以外の地域に住所を有する者

イ 他の地方公共団体においてこの規程と同様の趣旨により、当該他の地方公共団体の長等から委嘱された地域おこし協力隊の隊員（同様の趣旨により置かれる職を含む。）として同一地域で2年以上活動し、その解嘱の日から1年以内の者

(3) 協力隊員となった際、速やかに住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定による転入の届出を行うことができる者

(4) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条に規定する欠格条項に該当しない者

2 協力隊員の委嘱期間は、委嘱の日からその日の属する年度の3月末日までとする。

3 町長は、協力隊員の地域協力活動の実績等を勘案し、再委嘱することができる。この場合の委嘱期間は、3年を限度とする。

4 前2項の場合において、当該協力隊員に産前産後又は育児のために地域協力活動を中断した期間があるときは、当該期間又は1年間のいずれか短い期間を除算した期間を委嘱期間とする。

(遵守事項)

第4条 協力隊員は、日出町地域おこし協力隊の信用を傷つけ、又は町全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

2 協力隊員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。協力隊員を退いた後も、また、同様とする。

3 協力隊員は、自らの地域協力活動の範囲において、政治活動又は宗教活動を行ってはならない。

(隊員証)

第5条 町長は、協力隊員に日出町地域おこし協力隊隊員証（様式第2号。以下「隊員証」という。）を交付する。

2 協力隊員は、地域協力活動にあたっては、隊員証を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 協力隊員は、隊員証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

4 協力隊員は、隊員証を紛失し、又は毀損したときは、町長に届け出て、再交付を受けなければならない。

5 協力隊員は、委嘱期間が満了し、又は解嘱されたときは、隊員証を返還しなければならない。

(委託料)

第6条 町長は、地域協力活動を行った協力隊員に対して、委託契約に基づき、委託料を支払うものとする。ただし、地域協力活動の実績が確認できない場合は、この限りでない。

2 委託料、地域協力活動の実績の確認方法その他必要な事項は、委託契約に定めるところによる。

(委託契約の解除)

第7条 町長は、協力隊員が、委託契約期間の中途において次の各号のいずれ

かに該当するときは、当該委託契約を解除することができる。

- (1) 第4条の遵守事項に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 協力隊員本人から契約の解除の申出があったとき。
- (3) 協力隊員としてふさわしくない非行があったとき。
- (4) 心身の故障のため、地域協力活動が継続できなくなったとき。

2 協力隊員は、委託契約が解除されたときは、解嘱されるものとする。

(町の役割)

第8条 町は、協力隊員の地域協力活動が円滑に実施できるよう、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 協力隊員の地域協力活動に関する総合調整
- (2) 協力隊員の地域協力活動に必要な経費又は起業に必要な経費の助成
- (3) 協力隊員の定住に関する支援
- (4) 前3号に掲げるもののほか協力隊員の地域協力活動、定住及び起業に関して必要な事項

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。